

資料 2

第3回 富士河口湖町宿泊税検討委員会 協議資料

2025年11月10日

本検討の開催スケジュール

- ・ 2か月に1度程度、合計4回の開催を想定。

回	時期	議論内容
第1回	2025年7月29日	・ 会議の目的と進め方の確認 ・ これまでの検討経緯 ・ 富士河口湖町の現状（人口動態、予算、宿泊者数、観光振興の取り組み経緯 など）
第2回	9月9日	・ 前回議論の振り返り ・ 宿泊事業者アンケート結果について ・ 宿泊税の使途について ・ 宿泊税の導入についての協議 ・ 宿泊税の制度設計について①（使途、課税客体・納税義務者、徴収方法、税率、課税免除／免税点等）
第3回	11月10日 （本日）	・ 前回議論の振り返り ・ 宿泊税の制度設計（使途、課税客体・納税義務者、徴収方法、税率、課税免除／免税点等）及び答申（提言）内容について
第4回	2026年1月	・ 前回議論の振り返り ・ 検討委員会としての答申（提言）内容について

全体の検討スケジュール

時期	内容	
2025年7月	第1回検討委員会	宿泊事業者アンケート
8月		
9月	第2回検討委員会	宿泊事業者ヒアリング
10月		
11月	第3回検討委員会	有識者意見聴取 (パブリックコメント)
12月		
2026年1月	第4回検討委員会	(条例案上程 (3月議会))
2月		
3月		(条例案可決 (3月議会))

(2026年度以降に想定される主な流れ)

- ・総務省との協議 (通常3ヶ月程度)
- ・宿泊事業者向け税制度に関する周知 (説明会、チラシ作成など)
- ・特別徴収義務者登録募集

質問・意見等	質問・意見に対する見解等
入湯税では、温泉に入らない外国人客への説明に苦勞している。宿泊税でも、現場で徴収する宿泊事業者が負担を負うことになる。 アンケート結果から、宿泊事業者であっても宿泊税のことを理解できていない者が多く、一般の消費者からはさらに認知度が低いと考えられるため、どのように周知するかが課題。	お客様への説明のため、宿泊施設のフロントで使っていただけるようなチラシやポスターを、外国語も含めて行政の方で準備することを検討している。
税収の使途については、観光事業者も監督できる仕組みにしてほしい。また、単年度予算ではなく、ハード事業には2～3年要することを想定してほしい。	宿泊税を導入した場合には、現在の観光計画を見直し、計画期間を10年等と設定することで、長期的な視点で使途を決めていきたい。その際には民間事業者様にも集まいただき議論に参加して頂きたい。

質問・意見等	質問・意見に対する見解等
アパートの一室や空き家を使い、届出をしていない民泊が見受けられる。税の大原則は適正かつ公平ということであるので、払う人と払わない人が出ないようにしてほしい。スマートフォンで完結する、フロントがない民泊についても取り締まってほしい。	違法民泊については県の管轄であるため、県と協力しながら対策したい。罰則はあるが、行政で全てを把握するのはどうしても難しいため、皆様からも情報提供いただきたい。
バンガローやテントを運営している。バンガローは5,000円以下、テントは300～500円の価格帯のため、200円の宿泊税を上乗せするのは影響が大きい。	テントの場合は旅館業法の対象外となるため宿泊税も対象外となる。バンガローについては、徴収していただくことになる。
素泊まりで単価が安い施設もあるが、免税点は設けないのか。	宿泊者は行政サービスを一定程度教授しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く公平な負担を求めることが望ましいと考え。 免税点を設定する場合には、なぜその金額にするのかを明確に説明できる理由が必要となる。 現在のようなインフレ状況下では、免税点を設けることで宿泊料金の値上げが難しくなり、事業者様が苦慮するということも先行自治体では発生している。

質問・意見等	質問・意見に対する見解等
部活動等の合宿は、小中高大とあり、さらにスポーツや音楽など多岐にわたる。どのように線引きするのか。	課税免除とするのは、学校長が証明を出した学習指導要領に基づく教育課程上の旅行のみと考えている。そのため、大学生は免除とならない。また、部活動等も指導要領外となるため免除とならない。ただし、町としてスポーツ等の合宿誘致は重要だと考えているため、宿泊税の活用事業（町営体育施設の整備等）の中で満足度を高められる施策を検討していきたい。
宿泊税導入後に見直し期間を設けるということであるが、例えば導入してみて宿泊者数が減った場合には、宿泊税の単価を下げたり廃止することもあり得るか。	あり得る。 実際に導入してみて、当町に合っていないことがあれば議論しながら一つずつ見直していきたい。
宿泊税は、あくまで市町村単位での導入なのか。県が導入するとなれば、さらに上乗せされる可能性があるのか。	県が導入すれば上乗せの可能性はある。ただし、県との交渉次第である。 県で徴収した場合には、町での徴収額が全県に分配されることになるので、町として先行して導入することが望ましい。